

## 岩倉市生活支援サービス実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第1号イ及び岩倉市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日施行。以下「事業実施要綱」という。）第4条第1項第1号ア（ウ）に規定する第1号訪問事業のうち、住民主体による支援である訪問型サービスB（以下「生活支援サービス」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (実施方針)

第2条 要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を図るとともに地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、1人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供する。

### (対象者)

第3条 生活支援サービスの対象者は、事業実施要綱第5条に規定する第1号事業の対象者のうち、介護予防ケアマネジメントの結果（以下「ケアマネジメント結果」という。）、生活支援サービスの提供が必要と認められた者とする。

### (サービス内容)

第4条 生活支援サービスの内容は、次に掲げるものの中から、ケアマネジメント結果に沿った内容に該当し、かつ、市長が提供可能と認めたものを行うものとする。

- (1) 掃除（掃除機かけ、風呂掃除、台所片づけ等）
- (2) 洗濯（洗う、干す、取り込む等）
- (3) 寝具（布団干し、布団取り込み等）
- (4) 買物（日常品等の買物）
- (5) その他市長が必要と認めた事項

### (事業の委託)

第5条 生活支援サービスは、公益社団法人岩倉市シルバー人材センター（以下「受託者」という。）に委託する。

### (利用者負担等)

第6条 生活支援サービスの提供を受けようとする者(以下「利用者」という。)は、サービス提供に要する費用として、1回1時間まで200円を負担するものとする。

2 利用回数は、1週当たり1回までとする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(利用方法)

第7条 利用者は、ケアマネジメント結果が確認できる書類を、受託者に提出しなければならない。

2 受託者は、生活支援サービスを利用者に提供するときには、利用者の確認を求めなければならない。

(報告及び請求)

第8条 事業状況の報告及び委託費の請求は、1月ごとに行うものとする。

(審査及び支払)

第9条 市長は、前条の規定による報告及び請求があったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて調査を実施し、当該委託費の支払が適当と認めたときは、速やかに当該委託費を支払うものとする。

(安全の確保)

第10条 受託者は、利用者及びその関係者の安全の確保に努めるとともに保険の加入等により万一に備えなければならない。

(関係機関との連携)

第11条 受託者は、必要に応じて、関係機関と緊密な連携を図らなければならない。

(その他)

第12条 受託者は、提供した生活支援サービスの利用者及び利用内容記録について、提供した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月29日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年11月29日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。